平成24年4月1日制定
平成25年4月1日改正
平成27年6月1日改正

公益財団法人佐賀県建設技術支援機構構造計算適合性判定業務約款

（責務）

第 1 条　建築主等（以下、「甲」という。）及び公益財団法人佐賀県建設技術支援機構（以下、「乙」という。）は、建築基準法並びにこれに基づく命令、告示、条例及びこれらに係る通知（技術的助言）等を遵守し、この約款及び「公益財団法人佐賀県建設技術支援機構構造計算適合性判定業務規程（以下、「規程」という。)」に定められた事項を内容とする契約（以下、「この契約」という。）を履行する。

2　乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、構造計算適合性判定受付書に定められた建築物の計画に係る構造計算適合性判定の業務を第 3 条に規定する日（以下、「業務期日」という。）までに、行わなければならない。

3　乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

5　甲は、構造計算適合性判定受付書に定める判定手数料を、第 4 条に規定する日（以下、「支払期日」という。）までに支払わなければならない。

（甲の協力義務）

第 2 条　甲は、次の協力義務を負う。

1　甲は、乙の請求があるときは、乙の判定業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る計画に関する情報を遅延なくかつ正確に乙に提供しなければならない。

2　甲は、申請に係る計画に関し乙がなした特定構造計算規準又は特定増改築構造計算規準（以下、「特定構造計算規準等」という。）への適合性の疑義等に対し、追加説明書の提出その他の必要な措置をとらなければならない。

3　甲は、乙が規程第 12 条第 5 項の規定により、審査において、特定構造計算規準等に適合するかどうかを決定することができない場合において、甲に対して、その旨及びその理由を、書面により通知した時、当該申請者がこれに応じるように、遅延なく必要な措置を講じなければならない。

4　前項の場合において、乙が甲に通知をした日から、図書の補正がなされた日又は追加説明書が乙に到着した日までの期間は、第 3 条第 1 項の期間及び第 3 条第 3 項の延期する期間に含めないものとする。

（業務期日）

第 3 条　業務期日は、法第 18 条の 2 第 3 項の規定により読み替えて適用される法第 6 条第 8 項又は法第 18 条第 7 項に規定する判定を求められた日から 14 日間の日とする。

2　前項の判定を求められた日は、規程第 11 条第 1 項の規定により乙が受付ける判定申請図書等に補正を求めた場合は、当該補正後のものが乙に到着した日とする。

3　乙が建築主事等に第1項の日までに規程第17条第2項の構造計算適合性判定の期限を延長する旨の通知書を交付した場合は、業務期日を当該通知書に記載された期間延長することができる。
4　天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定・改廃、輸送機関の事故その他の不可抗力によって、業務期日までに判定結果通知書を交付することができない場合には、建築主事等に対してその理由を明示の上、必要と認められる業務期日の延期を請求することができる。この場合、乙が業務期日を延期したことによって甲又は建築主事等に生じた損害については、乙はその賠償に任じないものとする。

（支払期日）
第4条　甲の支払期日は、請求書を受けた日から5営業日以内とする。
2　甲は、判定手数料を前項の支払期日までに、乙の指定する銀行口座に振込みの方法で支払うものとする。
3　前二項の規定については、乙との協議により別に定める場合はこの限りでない。

（甲の解除権）
第5条　甲は乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。
2　前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。
3　第1項の契約解除の場合、甲は、判定手数料が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
4　第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。
5　第2項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該手数料が未だ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。
6　第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

（乙の解除権）
第6条　乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。
(1) 甲が、正当な理由なく、第1条第5項の手数料を第4条第1項に定める支払期日までに支払わない場合
(2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき
2　前項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該手数料がいまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
3　第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

（乙が負う責任）

第 7 条　甲は、規程第 16 条第 1 項の通知書の交付を受けた後において判定に誤りを発見したときは、乙に対して、追完及び損害賠償を請求することができる。ただし、その誤りが次の一に該当することに基づくものであることを乙が証明したときは、この限りでない。

(1) 甲が法第 18 条の 3 第 1 項に規定する確認審査等に関する指針に従って審査を行わせなかったこと、またはその他甲の責に帰すべき事由

(2) 業務を行った時点の技術水準からして予見が困難であったこと

(3) 前二号の規程のほか、乙の責に帰することができない事由

2　前項の請求の期限及び請求額の上限は次のとおりとする。

(1) 請求の期限　適合判定通知書又は適合しない旨の通知書の交付日の翌日から起算して 5 年以内

(2) 請求額の上限　判定手数料の 10 倍の額まで

（費用の負担）

第 8 条　判定申請図書等の提出に要する費用は、甲の負担とする。

2　適合判定通知書又は適合しない旨の通知書の交付に要する費用は、乙の負担とする。

3　前二項の規定については、乙との協議により別に定める場合はこの限りでない。

（秘密保持）

第 9 条　乙は、業務に関して知り得た秘密及び個人情報を漏らし、又は盗用してはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

（別途協議）

第 10 条　この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

（準拠法と紛争の解決）

第 11 条　この約款は、日本国法に準拠するものとする。

２　この約款に関する一切の紛争に関しては、佐賀地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。